

| | | | |
|---|--|----------|--|
| | | 厚生常任委員会 | |
| 令和5年12月1日受理 | | 請 第 10 号 | |
| 件 名 | 介護報酬・障害福祉サービス等報酬・保育等の公定価格において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願 | | |
| 紹 介 議 員 | 提 出 者 住 所 氏 名 | | |
| 前 川 收 藤 川 隆 夫 | | | |
| <p>(要 旨)</p> <p>令和6年度介護報酬や障害福祉サービス等報酬、保育等の公定価格において、物価高騰や賃金上昇等の介護サービス事業所・施設、障害福祉サービス事業所、保育所等を取り巻く社会情勢や施設の現場の実態を踏まえた改定を行うこと 以上、国へ要望を行うよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会福祉法人経営においては、燃料、食材費などあらゆる項目の物価高騰により、これまでに例を見ないほど深刻な影響が生じている。本会の調査では、物価高騰前と比較すると全国で1施設当たり平均1.25倍もの負担が生じている。福祉施設・事業所の収入は公定価格で定められており、安易な支出削減はサービスの量・質の低下に直結し、また、法人の判断で利用料等の価格への転嫁をすることはできないことから、経営状況は逼迫し、経営努力のみでの対応はすでに限界にきている。</p> <p>経営状況の悪化は、喫緊の課題である福祉人材確保にも大きく影響する。国においては、今年の春闘の平均賃上げ率3.58%に対して、介護職員は1.42%と大きく下回ることから、その差額約2%について、今回の経済対策として補正予算案を決定されたところだが、これはあくまでも令和6年2月～5月分の賃上げ分のみであり、恒久的な措置となっていない。</p> <p>社会福祉法人が、国民・地域住民の生活を守り、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくため、福祉サービスの継続に必須の物価高騰対策とともに骨太方針など政府方針で盛り込まれたすべての福祉従事者の更なる処遇改善・賃上げが必要である。</p> | | | |